

令和8年度

常 磐 自 動 車 道

R 8 い わ き 中 央 ～ 常 磐 富 岡 間 土 質 調 査

特 記 仕 様 書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社
東北支社 いわき管理事務所

目 次

第1章 総則

1-1	調査等概要	1
1-2	適用する共通仕様書	1
1-3	テクリスへの登録	1
1-4	履行期間	2
1-5	作業日及び作業期間に関する事項	2
1-6	資料の貸与及び貸与品に関する事項	3
1-7	関連施設その他との関係	4
1-8	発注者または監督員が行う協議	4
1-9	関連工事に関する事項	5
1-10	部分使用	6
1-11	保安に関する事項	6
1-12	作業計画書等	7
1-13	計画工程表	8
1-14	交通規制等	8
1-15	作業車両の休憩施設駐車場利用について	9
1-16	調査等打合簿の作成及び提出について	9
1-17	成果品	9
1-18	光通信ケーブル等損傷事故防止対策	10
1-19	工事用プレート等に関する事項	10
1-20	保安に関する費用	11

第2章 業務細部に関する事項

2-1	調査ボーリング	11
2-2	孔内試験	12
2-3	室内試験等	12
2-4	安定解析	13
2-5	足場架設	13
2-6	現場内小運搬	13
2-7	搬入路伐採等	14
2-8	交通規制工	14
2-9	打合せ	15
2-10	土質地質調査 交通費・宿泊費	16
2-11	成果品	16
2-12	国土地盤情報データベース検定	16
2-13	技術業務 交通費・宿泊費	17

2-1-4	路上作業安全講習に関する事項	17
-------	----------------	----

第3章 補足事項

3-1	現地立ち入りについて	18
3-2	補償費について	18
3-3	設計図書の変更及び追加が予想される内容	18
3-4	遠隔立会	19
3-5	クマ対策に係る費用	19
3-6	熱中症対策に係る費用	19
3-7	調査等打合せ簿への概略業務量の提示	20
3-8	緊急時の協力業務	20

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 常磐自動車道 R8いわき中央～常磐富岡間土質調査

1-1-2 路線名 常磐自動車道

1-1-3 履行箇所 常磐自動車道
自) 福島県いわき市好間町北好間 (いわき中央 IC)
至) 福島県富岡町大字上手岡 (常磐富岡 IC)

1-1-4 主な履行内容

調査ボーリング	218.0m
標準貫入試験	194回
サンプリング	8本
地下水位観測	96箇所・月
土質試験	8シリーズ
調査ボーリング解析	194.0m
安定解析	8断面

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものと

する。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3 「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式—1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 540 日間

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 作業日及び作業期間に関する事項

1-5-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3-2 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間	日数	区間	摘要
毎年 4 月下旬～5 月上旬	約 10 日間	常磐自動車道	ゴールデンウィーク
毎年 8 月上旬～8 月中旬	約 10 日間	いわき中央 IC	夏季混雑期
毎年 9 月中旬～9 月下旬	約 10 日間	～常磐富岡 IC	シルバーウィーク
毎年 12 月下旬～1 月上旬	約 10 日間		年末年始

なお、上記に示す期間は現時点での予定であり、変更が生じた場合は別途監督員から指示するものとする。

1-5-2 交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（調査中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（調査中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

調査区間	※規制可能時間帯	規制種別	備考
常磐自動車道 いわき中央 IC～常磐富岡 IC	日の出(5:30)～日の入(17:30)	車線規制	対面通行区間は不可

※上表の規制可能時間帯の（ ）内の時間は、福島県警察本部交通部高速道路交通警察隊との道路工事等協議による平均時間であり、実施工は道路工事等協議時の回答に基づくものとする。

1-6 資料の貸与及び貸与品に関する事項

1-6-1 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 及び 3-2-2 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、次の表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
報告書	常磐自動車道 いわき管内盛土のり面対策工調査設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
報告書	常磐自動車道 R5 いわき管内盛土のり面対策工調査設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品

※貸与予定日の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く。

1-6-2 貸与品

契約書第16条に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	いわき管理事務所	調査期間中
車載式標識	車載用 LED 標識	—		
矢印板、ラバコン、規制標識、警戒標識、ロボット誘導員	参考図による	1 式		
標識等安全施設		—		

1－7 関連施設その他との関係

共通仕様書 1－16 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本調査に関連する主な施設及び管理者は、次の表のとおりとする。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議
B－4－1 B－4－2	市道高垣台線	いわき市	道路使用協議
側道	法定外道路	いわき市	道路使用協議

(2) 電力、通信施設関係

位置	施設名	管理者名	必要な協議
常磐道 いわき中央 IC～ 常磐富岡 IC	光通信ケーブル メタル通信ケーブル 電源ケーブル (埋設及び添架)	東日本高速道路（株）	本特記仕様書 1－18「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」に記載

(3) その他

受注者は、上表以外の本業務に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなくてはならない。

1－8 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1－16 「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

規制関係

道路名	管理者名	必要な協議	予定時期
常磐自動車道 いわき中央 IC～ 常磐富岡 IC	福島県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制	規制の都度

1-9 関連工事に関する事項

(1) 発注者は、受注者の行う調査及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が密接に関連する場合において、必要があるときは、その調査の実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(2) 発注者は、受注者の行う調査及び他の機関の発注に係る他の工事が密接に関連する場合において、必要があるときは、その調査の実施につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(3) (1)、(2) に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は次の表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工事業務の実施に関する年度協定 道路保全工事業務	のり面内作業 交通規制調整	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	当社	(株)ネスコ・メンテナンス東北
		令和9年4月1日～ 令和10年3月31日		
保全点検業務の実施に関する年度協定 施設保全管理業務 施設保全工事業務	のり面内作業 交通規制調整	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	当社	(株)ネスコ・エンジニアリング 東北
		令和9年4月1日～ 令和10年3月31日		
保全点検業務の実施に関する年度協定 施設保全管理業務 管理施設保全工事業務	のり面内作業 交通規制調整	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	当社	(株)ネスコ東日本エンジニアリング
		令和9年4月1日～ 令和10年3月31日		
常磐自動車道 R7いわき管内舗装補修工事	交通規制調整	令和7年4月11日～ 令和9年9月30日	当社	三井住建道路(株)

常磐自動車道 いわき中央橋他 5 橋 耐震補強工事	交通規制調整	未定	当社	未定
---------------------------------	--------	----	----	----

このほかにいわき管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該調査等の規制に関する受注者と調整するものとする。

1-10 部分使用

共通仕様書 1-36 「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
地下水位観測結果 土質試験結果 高盛土の安定解析結果	2028 年 1 月頃	別途実施する調査等業務で使用するため

1-11 保安に関する事項

1-11-1 現場内の安全管理

共通仕様書 1-14 「作業計画書」に基づく作業手順の徹底及び本特記仕様書 1-11-7 「保全安全管理者」による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1-11-2 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未完了の入場抑制手段などに留意して、確実に実施するものとする。

1-11-3 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該業務に状況を置き換え、点検項目を設定するなどにより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1-11-4 調査用車両の運行速度

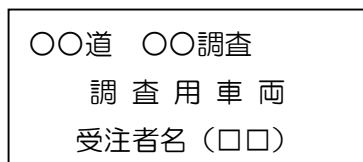
一般道の人家連坦区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1-11-5 調査等用車両の区別

調査等用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す調査等用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

調査等用車両標示板参考図



材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、
かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、
他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1-11-6 標識等の設置

共通仕様書1-37-1「安全対策」（1）ならびに作業現場を明確に区分し作業現場への立入を防止する第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、調査標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

1-11-7 保全安全管理者

（1）受注者は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路及び一般有料道路（以下「高速道路等」という。）の路上で調査を行う必要がある場合は、高速道路等を利用している一般通行車両及び調査関係者の安全の確保がなされるよう、交通規制工及び規制内調査の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。なお、保全安全管理者は受注者に所属しない者でもよいものとする。

（2）保全安全管理者は、一定の技術力及び安全に関する知識及び指導力を有する者で、修了証に記載の有効期限内に「保全安全管理講習」を修了した者でなければならない。

（3）受注者は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。その者を変更したときも同様に通知しなければならない。

（4）保全安全管理者は、管理技術者、現場作業責任者、照査技術者及び担当技術者と兼ねることが出来るものとする。

1-12 作業計画書等

1-12-1 作業計画書の提出

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」に次を追加する。

- ・交通規制工の計画
- ・光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1-1-3 計画工程表

1-1-3-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-1-4-1 「作業計画書の提出」(2) に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式一2）の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1-6-1 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書 1-9-3 「照査の実施」に基づく照査の実施時期及び共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項 目	備 考
準備工	準備工	
土質地質調査	調査ボーリング	
	地下水位観測	
	土質試験	
	準備・跡片付け	
技術業務	調査ボーリング解析	
	安定解析	
	報告書の作成	

1-1-3-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-1-4 交通規制等

1-1-4-1 交通規制

(1) 受注者は、業務の実施に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、「道路保全要領（路上作業編）」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、一般通行者等への適切な安全対策等を講じなければならない。

(2) 受注者は、前項の安全対策及び保安方法について、本特記仕様書 1-1-2 の規定に定める作業計画書に記載しなければならない。

(3) 受注者は、翌日の交通規制場所及び方法について、監督員に連絡するものとする。ま

た、交通規制の開始及び終了時には、当社の道路管制センター及び交通規制場所の所轄管理事務所に連絡しなければならない。

1-14-2 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上関係者への危険通達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1-14-3 保険の付保

共通仕様書 1-39-1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

契約書第 5 4 条に規定する火災保険その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保するものとする。

1-15 作業車両の休憩施設駐車場利用について

作業用車両（連絡者を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先する観点から、原則、作業用車両の待機場所にしてはならない。

ただし、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について作業計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1-16 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

1-17 成果品

共通仕様書 1-45-1 「成果品」によらず次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね 30 日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1-18 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1-18-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物の近接箇所の調査にあたっては、東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1-18-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、調査の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、マニュアルの内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接調査作業時に現場に立ち会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、管理技術者と兼ねることができるものとする。

1-19 工事用プレート等に関する事項

(1) 発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム（ETC）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要な書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本調査の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
常磐自動車道 いわき中央 IC～常磐富岡 IC 間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

(2) 工事用プレートの使用に際し、調査内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式-3）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。

(3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。

(4) (1) に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。

1-20 保安に関する費用

本特記仕様書 1-11-5「調査等用車両の区別」、1-11-6「標識等の設置」、1-14-2「交通規制内の作業員の安全対策」、1-18「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」（試掘に関する費用は除く）に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 調査ボーリング

2-1-1 調査ボーリング箇所

調査ボーリングは調査位置図に示す箇所で行うものとするが、地形地質踏査結果により調査実施位置を精査しボーリング箇所の見直しが必要であると判断した場合は監督員にこれを報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

2-1-2 調査ボーリング区分

調査ボーリング区分は、次の表のとおりとする。

種別・規格		単位	数量	コア種別	せん孔深度	せん孔方向	用途
φ66mm	砂・砂質土	m	194.0	オールコアリング	50m以下	鉛直下方	調査ボーリング解析
φ116mm	砂・砂質土	m	24.0	ノンコアリング	50m以下	鉛直下方	サンプリング

2-1-3 調査孔閉塞

調査ボーリング終了後、ノンコアリング実施箇所においてはボーリング孔を粘土等で閉塞するものとする。

2-1-4 給水

調査ボーリングにおける掘削は有水ボーリングで行うため、給水（車両給水）をしながら行うものとする。いわき中央 IC の連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税抜）
いわき中央 IC 内プラザ	316 円/m ³
広野 IC 内プラザ	514 円/m ³
常磐富岡 IC 内プラザ	364 円/m ³

上表に示す単価は過去の実績による単価であり、地域・使用量などにより変更する場合がある。

2-1-5 水田等での油対策

水田等で調査ボーリングを行う際にはボーリング機械の油が拡散しないよう十分な養生を行うものとする。

2-1-6 調査ボーリングの打ち止め位置

調査ボーリングの打ち止め位置は、監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-1-7 標準貫入試験

標準貫入試験の内訳は別表1のとおりとする。

2-1-8 サンプルング

サンプルングの内訳は別表1のとおりとする。

2-2 孔内試験

2-2-1 地下水位観測

地下水位観測は、調査ボーリングにより設けた観測孔に水位計を設置し地下水位の観測を行うもので、項目及び観測期間等は次の表のとおりとする。

項 目	単 位	観測期間	備 考
地下水位観測 (自記水位計設置)	箇所	-	
地下水位観測 (自記水位計観測)	箇所・月	設置から梅雨・台風等の多降雨時期を含む6ヶ月	

自記水位計の設置時期および観測時期については、別途監督員と協議するものとする。

2-3 室内試験等

2-3-1 土質試験

共通仕様書3-11-1「土質試験」に示す試験の対象とする調査地点及び試験内容は次の表のとおりとする。

調査地点/試験 内容	土粒子の 密度試験	土の含水 比試験	土の粒度試 験方法（ふ るい～沈降 分析）試料 0.5kg 以下	土の液性限 界・塑性限 界試験	土の湿 潤密度 試験	土の圧密非 排水 (CUbar) 三 軸圧縮試験
B-3-1	1	1	1	1	1	1
B-4-1	1	1	1	1	1	1
B-5-1	1	1	1	1	1	1

B-6-1	1	1	1	1	1	1
B-7-1	1	1	1	1	1	1
B-8-1	1	1	1	1	1	1
B-9-1	1	1	1	1	1	1
B-10-1	1	1	1	1	1	1
計（シリーズ）	8	8	8	8	8	8

2-4 安定解析

共通仕様書 3-4-6 「沈下及び安定解析」（１）解析 に次の内容を追加する。

種 別	解析内容
盛土の安定解析 安定解析（常時） （盛土高 15m未満）	盛土高 15m未満の盛土における常時の作用でのすべりに対する安定解析
盛土の安定解析 レベル 1 地震動時 （盛土高 15m未満）	盛土高 15m未満の盛土におけるレベル 1 地震動でのすべりに対する安定解析
盛土の安定解析 レベル 2 地震動時 （盛土高 15m未満）	盛土高 15m未満の盛土におけるレベル 2 地震動でのすべりに対する安定解析
高盛土の安定解析 安定解析（常時） （盛土高 15m以上）	盛土高 15m以上の盛土における常時の作用でのすべりに対する安定解析
高盛土の安定解析 レベル 1 地震動時 （盛土高 15m以上）	盛土高 15m以上の盛土におけるレベル 1 地震動でのすべりに対する安定解析
高盛土の安定解析 レベル 2 地震動時 （盛土高 15m以上 30m未満）	盛土高 15m以上 30m未満の盛土におけるレベル 2 地震動でのすべりに対する安定解析
高盛土の安定解析 レベル 2 地震動時 （盛土高 30m以上）	盛土高 30m以上の盛土におけるレベル 2 地震動でのすべりに対する安定解析

2-5 足場架設

足場架設の区分は別表 1 のとおりとする。

2-6 現場内小運搬

（１）現場内小運搬（クローラ）

現場内小運搬（クローラ）の種別は次の表のとおりとし、数量は別表 1 のとおりとする。

種 別	内容
現場内小運搬（クローラ） A 1	クローラの総運搬距離が 100m超 300m以下

（２）現場内小運搬（モノレール）

現場内小運搬（モノレール）の種別は次の表のとおりとし、数量は別表 1 のとおりとする。

種 別	内 容
現場内小運搬（モノレール） A 1	モノレールの総設置距離が 50m以下
現場内小運搬（モノレール） A 2	モノレールの総設置距離が 100m超 200m以下
現場内小運搬（モノレール） A 3	モノレールの総設置距離が 300m超 500m以下

2－7 搬入路伐採等

調査箇所においては立木伐採や下草刈等が必要となり、数量は別表 1 のとおりとする。

2－8 交通規制工

2－8－1 適用すべき諸基準

道路保全要領（路上作業編）

2－8－2 定義

交通規制工とは、供用中の高速道路等の路上で調査等を施工するにあたり、一般通行車両及び調査関係者の安全を確保することを目的として、規制機材の設置、保守及び撤去することをいう。

なお、交通規制工における保守とは、一般通行車両の監視及び一般通行車両に対する注意の喚起・誘導並びに規制機材設置状況の監視・巡回等を行い適切に管理することをいう。

2－8－3 種別

交通規制工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	内 容
交 通 規 制 工	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制をいう。

車線規制

単価表の項目	交通規制箇所	内 容	規制時間 (拘束時間 (※1))	交通監視員 の配置人数	交通監視員 の交代要員
車線規制 A	常磐自動車道 いわき中央 IC ～常磐富岡 IC	道路保全要領 (路上作業編) に規定する走行 車線規制に準拠 し、参考図に示 す交通規制図に 基づき実施する もの。	昼間規制 6：30～17：30 (7：30～16：00)	4 人	1 人

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

1) 上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識

置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。なお（ ）内は、交通規制内における施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。

なお、受注者の責によらず、交通規制計画が変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2) 各項目に含まれる交通監視員の配置場所については参考図に示すとおりとする。

3) 交通規制に関わる監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

2-8-4 交通規制計画

受注者は、作業着手前に道路保全要領（路上作業編）に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、具体的な交通規制の実施内容、安全対策、緊急時対応等について、作業計画書に記載し監督員に提出するものとする。

なお、監督員が追加の安全対策等を指示した場合、これに要する費用について、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、受注者は、交通規制工実施報告書（様式-4）を作成し、監督員に提出するものとする。

2-8-5 数量の検測

交通規制工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量（回）で行うものとする。なお、交通規制工の1回とは、標識の設置開始から撤去完了までをいう。

2-8-6 支払

交通規制工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の設置、保守及び撤去に要する材料・労力（複数班による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要となる全ての労力を含む）・機械器具（貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、及び燃料、油脂）等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

2-9 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め4回とする。当初の打合せは現地踏査に行い、打合せの検測数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いには監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社いわき管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及び Web 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督

員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-10 土質地質調査 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には土質調査の現場作業に従事する労務員すべての交通費・宿泊費を含むものとし、現地踏査により現場作業の数量に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については別途監督員と協議するものとする。また、Web 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いには監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-11 成果品

報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。

2-12 国土地盤情報データベース検定

共通仕様書 3-19 「国土地盤情報データベース検定」に示す国土地盤情報データベース検定は、調査ボーリング 1 本当たりの検定費用を税抜 2, 000 円（ボーリング責任者が地質調査技士の資格を有する場合）とする。なお、調査ボーリングの数量は 16 本とし、ボーリング本数の増減及び資格区分の相違に伴う請負代金額の変更は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

また、共通仕様書 3-19 「国土地盤情報データベース検定」に示す、登録するボーリングデータの公開区分を次の表に示す。

ボーリング名	位置	公開区分
B-3-1	常磐道（下り線）177.500KP	公開
B-3-2		公開
B-4-1	常磐道（下り線）180.780KP	公開
B-4-2		公開
B-5-1	常磐道（上り線）182.720KP	公開
B-5-2		公開
B-6-1	常磐道（下り線）191.903KP	公開
B-6-2		公開
B-7-1	常磐道（上り線）192.463KP	公開
B-7-2		公開
B-8-1	常磐道（上り線）195.223KP	公開
B-8-2		公開
B-9-1	常磐道 広野 IC A ランプ 4+40MP	公開
B-9-2		公開
B-10-1	常磐道（下り線）203.323KP	公開

B-10-2		公開
--------	--	----

2-13 技術業務 交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、打合せに必要な交通費・宿泊費を含むものし、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。また、Web 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

2-14 路上作業安全講習に関する事項

2-14-1 定 義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を調査関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

2-14-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1 回あたり 50 人以内
- (2) 講 師 (株)ネクスコ・パトロール東北 社員
- (3) 費 用 1 回あたり 20 万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- (4) 実 施 日 別途監督員より指示
- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあつては、1 回受講
- (7) 内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1. 5 時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発煙筒の使用方法、旗振り及び合図方法	1. 0 時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で 3. 0 時間		

2-14-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制内で作業を行う者
- (2) 交通規制出入り口を監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- (3) 管理技術者、現場作業責任者、担当技術者
- (4) 保全安全管理者

2-14-4 路上作業安全講習計画書等の提出

受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

2-14-5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

第3章 補足事項

3-1 現地立ち入りについて

現地立ち入りの際は、事前打合せを行い、調査に伴う立木等の伐採はできる限り行わないよう配慮する。伐採が必要な場合は、事前に監督員に確認し、その指示に従うものとする。

3-2 補償費について

調査実施に伴う踏み荒し補償費等に伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合は、これらに要する費用については別途監督員と協議するものとする。

3-3 設計図書の変更及び追加が予想される内容

- (1) 関係機関との協議の結果に基づき、業務内容の変更及び追加する場合がある。
- (2) 現地状況により、調査ボーリング、土質試験、液状化検討等を追加する場合がある。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策のための試掘工を追加する場合がある。

3-4 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-23 立会い及び検査」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

3-5 クマ対策に係る費用

3-5-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

3-5-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、次の表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

3-5-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

3-6 熱中症対策に係る費用

3-6-1 定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

3-6-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

3-6-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

3-6-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員

へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

3-7 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

(1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師B換算の人数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

(2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

3-8 緊急時の協力業務

調査関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

別表 1 調査ボーリング区分等

オールコアリング

No.	路線別	上下別	位置	調査ボーリング区分（オールコア）						盛土高 (m)	法肩からの 距離 (m)	標準貫入 試験 (回)	足場架設種別	現場内小運搬		搬入路伐採 延長(m)	交通規制工	
				種別・規格		単位	数量	コア 種別	せん孔深度					せん孔方向	種別			設置延長 (m)
B-3-1	常磐自動車道	下り線	KP177. 500	Φ 66mm	砂・砂質土	m	11. 0	オール コア	50m以下	鉛直下方	13. 5	3. 0	11	傾斜地足場 15° ～30°	モノレールA 2	153. 0	153. 0	
B-3-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7. 0	〃	〃	〃		16. 0	7	〃				
B-4-1	〃	下り線	KP180. 780	〃	〃	〃	10. 0	〃	〃	〃	15. 5	3. 0	10	〃	モノレールA 2	136. 0	136. 0	
B-4-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6. 0	〃	〃	〃		27. 0	6	〃				
B-5-1	〃	上り線	KP182. 720	〃	〃	〃	22. 0	〃	〃	〃	30. 5	3. 0	22	〃	モノレールA 1	29. 0	29. 0	
B-5-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	18. 0	〃	〃	〃		35. 0	18	〃				
B-6-1	〃	下り線	KP191. 903	〃	〃	〃	7. 0	〃	〃	〃	11. 0	3. 0	7	〃	モノレールA 2	132. 0	132. 0	
B-6-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7. 0	〃	〃	〃		20. 0	7	〃	クローラーA 1	139. 0		
B-7-1	〃	上り線	KP192. 463	〃	〃	〃	20. 0	〃	〃	〃	23. 1	3. 0	20	〃	モノレールA 1	27. 0	27. 0	車線規制A
B-7-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10. 0	〃	〃	〃		28. 0	10	〃				
B-8-1	〃	上り線	KP195. 223	〃	〃	〃	26. 0	〃	〃	〃	17. 5	3. 0	26	〃	モノレールA 1	22. 0	22. 0	
B-8-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	16. 0	〃	〃	〃		30. 0	16	〃				
B-9-1	〃	—	広野IC A4+40	〃	〃	〃	9. 0	〃	〃	〃	31. 1	3. 0	9	〃	モノレールA 2	129. 0	129. 0	
B-9-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7. 0	〃	〃	〃		48. 0	7	〃				
B-10-1	〃	下り線	KP203. 323	〃	〃	〃	8. 0	〃	〃	〃	18. 7	7. 0	8	〃	モノレールA 3	340. 0	340. 0	
B-10-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10. 0	〃	〃	〃		23. 0	10	〃				

ノンコアリング

No.	路線別	上下別	位置	調査ボーリング区分（ノンコア）						サンプリング内訳		
				種別・規格		単位	数量	コア 種別 ノン コア	せん孔深度	せん孔方向	種別	本数
B-3-1	常磐自動車道	下り線	KP177. 500	Φ116mm	砂・砂質土	m	3.0	ノン コア	50m以下	鉛直下方	三重管式	1
B-4-1	〃	下り線	KP180. 780	〃	〃	〃	3.0	〃	〃	〃	〃	1
B-5-1	〃	上り線	KP182. 720	〃	〃	〃	3.0	〃	〃	〃	〃	1
B-6-1	〃	下り線	KP191. 903	〃	〃	〃	3.0	〃	〃	〃	〃	1
B-7-1	〃	上り線	KP192. 463	〃	〃	〃	3.0	〃	〃	〃	〃	1
B-8-1	〃	上り線	KP195. 223	〃	〃	〃	3.0	〃	〃	〃	〃	1
B-9-1	〃	—	広野IC A4+40	〃	〃	〃	3.0	〃	〃	〃	〃	1
B-10-1	〃	下り線	KP203. 323	〃	〃	〃	3.0	〃	〃	〃	〃	1

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 常磐自動車道 R 8いわき中央～常磐富岡間土質調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

様式-2]

[illegible]

業務内容確認検査				完了検査
----------	--	--	--	------

[illegible][illegible][illegible]

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

※作成時の留意事項

- ① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- ② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
- ③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

工事用プレート使用状況等記録簿（○年○月分）

調査名 常磐自動車道 R 8 いわき中央～常磐富岡間土質調査

プレート番号	使用日（通常業務：○ 緊急業務：△ その他：□）																															プレートの保管場所	備考		
	日曜	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水		(施錠がされていれば○、されていなければ×を記載)	
例) 1111111111111111	/	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	□		○	○	○			○/20 地震発生による現場点検で使用 ○/26 通常業務で使用したが、使用者の過失により区間外走行
	/																																		
	/																																		
	/																																		
	/																																		
	/																																		
	/																																		
	/																																		
	/																																		

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。
※不必要な文字は消して使用すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

会社名

交通規制工実施報告書（令和〇〇年〇月分）

（調査名）常磐自動車道 R 8 いわき中央～常磐富岡間土質調査

標記調査について、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

実施日	実施場所	交通規制工の 単価表の項目	備 考

以 上

（注１）報告内容については、監督員からの要請に応じて提出できるよう、受注者にて保管するものとする。

（注２）電子メール等による提出とする。